

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

ルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設し、現行の関税率を維持する。

二、輸入手続の利便性向上

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和する。

三、重加算税制度の見直し

仮装・隠蔽に基づく更正の請求について、関税の重加算税の対象に追加する。

四、暫定税率等の適用期限の延長等

1 令和六年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率（四百十一品目）及び特別緊急関税制度につい

て、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品（五品目）の暫定税率を引き下げる。

2 令和六年三月三十一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を三年延長する。

3 ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を撤廃する。

#### 五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和六年四月一日から施行する。